

地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助要項

（平成27年4月1日）
（文化庁長官決定）
（令和2年4月1日）
（改正）

1. 趣旨

この要項は、地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体及びその他文化庁長官が埋蔵文化財の総合的な公開活用に当たることを適當と認める法人とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。

（1）埋蔵文化財の公開及び整理・収藏等を行うために必要な設備整備に係る事業

- ア 埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収藏、展示等を主として行うために必要な施設）の収藏・防災及び展示・活用設備整備
- イ 埋蔵文化財の公開を目的とした展示設備（以下「埋蔵文化財展示設備」という。）の整備

（2）埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業

- ア 案内板・説明板等の設置
- イ 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業
- ウ 埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業
- エ 公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等
- オ 埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作

4. 補助対象経費

（1）主たる事業費

①公開及び整理・収藏等を行うために必要な設備整備に係る事業

- ア 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費
- イ 埋蔵文化財展示施設設備整備経費・附帯工事経費

②普及・啓発に係る事業

- ア 案内板・説明板等設置経費

- イ 広報・資料作成及び配信等に要する経費
ウ 体験学習会等に要する経費
エ 台帳作成等に要する経費
オ 模型等製作経費

③設計料及び監理料

④その他の工事経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の 80 %とする。

(2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値）が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

			使用料及び 賃借料 役務費	費用弁償 ○○借上料 通信運搬費 保険料	職員（会計年度任用職員を含む）旅費 展示器具・会場・機材・車両等
			委託費 請負費 需用費	○○委託費 ○○請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	参加者傷害保険・ボランティア保険料等 レプリカ・教材等製作、会場等設営造作等 同上
		台帳作成等に要する経費	備品購入費		
			給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 労災保険 ○○保険 費用弁償	会計年度任用職員への支給に限る 〃 会計年度任用職員への支給に限る 〃 〃 〃 〃 〃 職員（会計年度任用職員を含む）旅費
			共済費	○○借上料	
			旅費	○○委託費 消耗品費	消耗品等
		設計料及び監理料	使用料及び 賃借料 委託費 需用費		
			委託費	設計監理費 ○○委託費	
その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 使用料及び 損料	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 借料及び損料	連絡旅費 指導監督旅費 文具等 工事報告書印刷等 打合会会場借料